

和歌山県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（家きん国内 21 例目）に係る
野鳥監視重点区域の解除について

<和歌山県同時発表>

令和3年1月13日（水）

和歌山県紀の川市の養鶏場における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認事例を受け、令和2年12月10日（木）に野鳥監視重点区域を指定し、野鳥監視の強化をしてきたところですが、その後、当該区域内で野鳥の大量死等の異常は確認されなかったため、令和3年1月12日（火）24時に当該区域を解除しました。

1. 経緯

- 令和2年12月9日（水） ・和歌山県が、当該農場から死亡等の異状を示す飼養鶏を確認した旨の通報を受け、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施
- 12月10日（木） ・当該鶏についてインフルエンザ簡易検査を実施し陽性
・当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認
・発生農場の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化
- 12月11日（金） ・環境省が野鳥緊急調査チームを派遣し野鳥緊急調査を実施^{※1}
～12日（土）
- 12月13日（日） ・防疫措置完了
- 令和3年1月12日（火）24時 ・野鳥において異常が確認されなかったことから、当該野鳥監視重点区域を解除^{※2}

※1 和歌山県和歌山市で回収した死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出（12月9日、野鳥国内9例目）に引き続き、12月10日に和歌山県紀の川市で家きん国内21例目の発生が確認されたことから、野鳥監視緊急調査は、野鳥国内9例目及び家きん国内21例目に基づいて指定した野鳥監視重点区域を合わせて12月11～12日に実施しました。

※2 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥監視重点区域は、以下を1日目として30日目の24時に解除することとしています
－野鳥及び飼養鳥の場合は、回収日の次の日を1日目とする
－家きんの場合は、防疫措置完了日の次の日を1日目とする
－環境試料（糞便、水等）の場合は、採取日の次の日を1日目とする。

2. 対応

野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、引き続き最高レベルとなる「対応レベル3」とし、全国での野鳥の監視強化を継続します。

【参考情報】

環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html

環境省自然環境局野生物課
鳥獣保護管理室
直通 03-5521-8285
代表 03-3581-3351
室長 川越 久史（内線 6470）
企画官 立田 理一郎（内線 6465）
係長 福田 真（内線 6670）
担当 近藤 千尋（内線 6676）